

横浜市資産指令第5194号
平成24年3月23日

許可番号 第05620001631号

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市中区北仲通三丁目34番地2

氏名 株式会社 カンキョーワークス
代表取締役 福村 一彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長

林 文子

許可の年月日

平成19年8月1日

許可の有効年月日

平成24年7月31日

印

株式会社カンキョーワークス

COPY

この写しは証明に用いる事はできません



1. 事業の範囲

中間処分業

(1) 破砕施設：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類

(2) 圧縮施設：廃プラスチック類（軟質系のものに限る） 以上1種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。））

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市旭区上川井町字大貫谷2444-1外5筆

中間処理施設の概要

- (1) 破砕施設 1基 (30.6t/日)
設置年月日：平成17年3月23日
- (2) 圧縮施設 1基 (25.6t/日)
設置年月日：平成17年3月27日

3. 許可の条件

- (1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、236.33㎡以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年8月1日 新規許可
平成19年8月1日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無